

平成二十四年八月十日提出
質問第三六八号

韓国大統領による我が国固有の領土竹島への訪問に対する政府の対応等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

韓国大統領による我が国固有の領土竹島への訪問に対する政府の対応等に関する質問主意書

本年八月十日、韓国の李明博大統領は、同国により不法占拠されているものの、我が国固有の領土である竹島を訪問した。右を踏まえ、質問する。

一 李大統領による竹島訪問の計画を、政府、特に外務省としていつ、どのように知ったか。

二 一の時点から、政府、特に外務省として、それを阻止すべく、どのような働きかけを行ってきたのか、詳細に説明されたい。

三 今回、李大統領により竹島訪問がなされたことにより、日韓関係にどのような影響が生ずるか。政府、特に外務省の見解如何。

四 一九六五年六月二十二日に日韓間で締結がなされた「日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文」（略称「韓国との紛争解決交換公文」、以下、「交換公文」とする。）につき説明されたい。

五 「交換公文」の中に「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする。」との文章がある。我が国が抱える領土問題は、口

シアとの間における北方領土問題、そして韓国との間の竹島問題の二つのみであるが、竹島を巡る問題は、「交換公文」の中にある右箇所の「両国間の紛争」に該当するか。

六 政府、特に外務省として、五で挙げた「交換公文」の条項を根拠にし、対話と国際法に基づいて、竹島問題を解決するために韓国と交渉をすることを呼びかける考えはあるか。

七 政府、特に外務省として、武藤正敏駐韓国日本国大使を本国に呼び戻し、事情を直接聞く考えはあるか。

右質問する。